

防災支援活動に関する基本協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市設計測量業協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、道路施設、河川施設等（以下「施設」という。）について、防災支援活動（応急調査（災害が発生したときにおける被災状況等に関する調査をいう。以下同じ。）及び設計等業務（被災施設復旧のための設計業務及び測量業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、防災支援活動を迅速かつ適確に行うことにより、被災施設の早期復旧を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災支援活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間にこの協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、この協定の目的の趣旨を全会員に周知徹底するとともに、会員は甲の次条第1項の規定による要請に対し、災害時における円滑な防災支援活動体制の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は、災害時に施設において、防災支援活動の必要があると認めるときは、乙に対して支援を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、電話等の通信手段により行うことができることとし、当該要請後速やかに乙に書面を送付するものとする。

（1）活動等の内容

（2）要請者の職及び氏名

（3）その他必要な事項

（防災支援活動の実施）

第4条 災害時において、甲及び乙は一致協力して防災支援活動に当たらなければならない。

2 災害現場において協力する会員（以下「協力者」という。）は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき、災害時に最も適した防災支援活動を行わなければならない。

(乙の責務)

第5条 乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、甲から第3条第1項の規定による要請があったときは、優先してその防災支援活動を実施するための措置をとるものとする。

(報告)

第6条 協力者は、応急調査を実施したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告をするとともに、当該報告後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応急調査の場所及び施設名
- (2) 応急調査の内容
- (3) 会社名及び責任者氏名
- (4) 応急調査に従事した要員、資機材等
- (5) 応急調査の期間
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、協力者が実施した防災支援活動に要した費用は、原則甲が負担する。

- 2 応急調査に係る費用の請求等の手続きは、甲が必要な予算措置を行った後、甲の指示に基づき、乙が行うものとする。
- 3 設計等業務に係る費用の請求等の手続きは、甲が必要な予算措置を行った後、甲の指示に基づき、協力者が行うものとする。

(労災補償)

第8条 防災支援活動において、協力者及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災保険により補償するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、この協定を継続するものとする。
- 3 甲、乙いずれかが、この協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1か月前までに申し出なければならない。
- 4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第5条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することがある。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附 則

この協定は、平成25年 3月 1日から施行する。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 2月15日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区薬院一丁目6番16号
一般社団法人福岡市設計測量業協会 会長 上田 欽三